

自己点検・評価  
令和7（2025）年度 年次報告書

※ 本報告書の情報は、特に断りがない限り、令和7年5月1日現在のものである

<b>はじめに .....</b>	<b>3</b>
(1) 自己点検・評価における分析評価項目.....	3
(2) 自己点検評価スケジュール .....	9
<b>1. 自己点検・評価の概要 .....</b>	<b>10</b>
(1) 令和7年度にとられた主な対応 .....	10
(2) 令和8年度へ向けた対応措置の実施計画 .....	12
<b>2. 学生に関する現況 .....</b>	<b>13</b>
(1) 在学生の現況.....	13
(2) 入学試験の現況 .....	13
(3) 修了者等の現況 .....	14
(4) 修了生の進路.....	15

## はじめに

学習院大学法科大学院（以下「本法科大学院」という）は、大学改革支援・学位授与機構による令和5年度実施法科大学院認証評価を受け、当該機構の定める法科大学院評価基準に適合していると認められた。また、その後提出した対応状況報告書について、機構において改善状況が確認され、追加の対応状況報告の提出は不要とされた（令和8年3月追記事項）。本法科大学院では、より一層質の高い法科大学院を目指し、教職員一同引き続き日々改善を続けているところである。

令和6年度からは年次報告書として自己点検・評価報告書の作成及び公表を毎年行うよう努めることとしている（学習院大学法科大学院自己点検・評価規程10条3項）。本評価書は、本法科大学院の教育研究水準の維持向上を図り、設立の目的と社会的使命を達成するために、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院認証評価・自己評価実施要項の定める分析項目及び手順に従って、法令により公表が求められている事項に関する指標・数値等、具体的かつ客観的な指標及び数値を用い、本法科大学院の令和7年度の教育活動等の状況及び成果を分析するものである。

### （1）自己点検・評価における分析評価項目

領域	評価基準	分析項目
領域1 法科大学院の教育活動等の現況	基準1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること	分析項目1-1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること
	基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること	分析項目1-2-1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること
		分析項目1-2-2 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること
		分析項目1-2-3 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること

		分析項目1-2-4 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること
		分析項目1-2-5 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント (SD) を実施していること
	基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	分析項目1-3-1 法令により公表が求められている事項を公表していること
		分析項目1-3-2 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が定められている事項を公表していること
領域2 法科大学院の教育活動等の質保証	基準2-1 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること	分析項目2-1-1 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること
		分析項目2-1-2 教育課程連携協議会が設けられていること
	基準2-2 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること	分析項目2-2-1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること
		分析項目2-2-2 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること
		分析項目2-2-3 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること
	基準2-3 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	分析項目2-3-1 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること
		分析項目2-3-2 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること
		分析項目2-3-3 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること
	基準2-4 教育活動等の状況についての自己点	分析項目2-4-1 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に

	検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること	基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること
	基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること	分析項目 2-5-1 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること
		分析項目 2-5-2 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること
		分析項目 2-5-3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) を組織的に実施していること
		分析項目 2-5-4 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること
	基準 2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること	分析項目 2-6-1 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること
領域 3 教育課程 及び教育 方法	基準 3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	分析項目 3-1-1 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること
	基準 3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	分析項目 3-2-1 教育課程方針において、①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること
		分析項目 3-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること
	基準 3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること	分析項目 3-3-1 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること
		分析項目 3-3-2 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること
		分析項目 3-3-3 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること

		分析項目3-3-4 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること
		分析項目3-3-5 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること
		分析項目3-3-6 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること
		分析項目3-3-7 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること
	基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること	分析項目3-4-1 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること
		分析項目3-4-2 授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること
		分析項目3-4-3 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること
		分析項目3-4-4 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること
		分析項目3-4-5 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に基づく大学の定めにも則したものであること
		分析項目3-4-6 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること
		分析項目3-4-7 各授業科目の授業期間が、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間にわたるものとなっていること
		分析項目3-4-8 履修登録の上限設定の制度(CAP制)が設定され、関係法令に適合していること
		分析項目3-4-9 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること
	基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること	分析項目3-5-1 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

		分析項目3-5-2 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること
		分析項目3-5-3 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること
		分析項目3-5-4 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること
		分析項目3-5-5 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること
		分析項目3-5-6 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること
		分析項目3-5-7 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること
	基準3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること	分析項目3-6-1 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること
		分析項目3-6-2 修了要件を学生に周知していること
		分析項目3-6-3 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること
	基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること	分析項目3-7-1 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること
		分析項目3-7-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること
領域4 学生の受入及び定員管理	基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること	分析項目4-1-1 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること
		分析項目4-1-2 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること

		分析項目4-1-3 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること
	基準4-2 学生の受入が適切に実施されていること	分析項目4-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること
		分析項目4-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること
	基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること	分析項目4-3-1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと
		分析項目4-3-2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること
領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境	基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	分析項目5-1-1 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること
	基準5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること	分析項目5-2-1 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること
		分析項目5-2-2 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること
		分析項目5-2-3 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること

(学習院大学自己点検・評価規程第2条)

## (2) 自己点検評価スケジュール

自己点検評価に関わるスケジュールは下記の通りである。

自己点検評価			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	自己点検評価委員会（定例）	科長			○					○				
2	教育課程連携協議会開催	事務室日程調整→協議会委員									○			
3	年次報告書執筆依頼	科長→担当者									○			
4	年次報告書分担執筆	担当者									○	○	○	○
5	年次報告書承認	教授会												○
6	年次報告書公表	事務室	○											
7	教育課程連携協議会へ年次報告書送付	事務室→委員		○										○
8	教育課程連携協議会ご報告書提出	協議会→LS												
9	別表1・教授会承認	主任・事務室									○			
10	別表1を教育課程連携協議会へ送付	事務室→委員									○			
11	別表2・教授会報告事項	事務室			○									
12	教員用利用ガイド改定	関係教員											○	○
12	教員用利用ガイド教授会承認→授業担当者へ送付	教授会・事務室												○

# 1. 自己点検・評価の概要

## (1) 令和7年度にとられた主な対応

本法科大学院では、「寄り添う法曹」の養成を教育理念として掲げ、学生一人ひとりの学修状況や進路希望に応じた教育・指導を行うことを基本方針として教育改善に取り組んでいる。合格率向上WGを時限的に設置し、本法科大学院が抱える問題を総点検したことを踏まえながら（令和6年度実施施策）、令和7年度においては、理念を実現するための具体的な教育内容・教育方法の改善、入学者選抜制度の見直し、修了後支援体制の整備等を通じて、法曹養成教育の質の向上に取り組んできた。

令和7年司法試験の結果については、在学中受験者の合格率が55.6%（受験者9名中5名合格）となり、これまで進めてきた教育改革の一定の成果が認められる。他方、修了生の合格率は6.1%（33名中2名合格）にとどまり、修了生支援の在り方について引き続き検討すべき課題が残る結果となった。

また、本年度は教育内容・教育方法の改善、入試制度の見直し、修了後支援体制の整備等について、教授会および各委員会において継続的な検討を行い、制度面の整備と運用改善を進めた。本報告書では、これらの取組について自己点検・評価を行い、その成果と課題を整理するとともに、次年度に向けた改善の方向性を示す。

### 領域1

本法科大学院では、「寄り添う法曹」の養成という理念のもと、教育課程の運営および制度整備を進めている。

本年度は、学位授与方針等に関する3ポリシーの記載内容について整理を行い、教育理念と各ポリシーとの関係の明確化を図った。また、学校教育法施行規則の改正に伴い、自己点検・評価規程申合せの改訂を行うなどの整備を進めた。

さらに、実務家教員が学内委員を務めることを可能とするための規程整備を行い、実務家教員の教育運営への関与を円滑にする体制を整えた。加えて、法人の予算編成方針の変更に伴い、在外研究費や認証評価費等の扱いについて法人との間で確認を行うなど、研究科運営の安定化に向けた対応を行った。

これらの取組により、研究科の理念と運営との整合性の確保は一定程度進んだものと評価できる。他方、理念と教育実践との関係をさらに明確化し、合格率等に現れる教育改善の取組と結びつけていくことが今後の課題である。

### 領域2

本法科大学院では、自己点検・評価を中心とする内部質保証体制の整備をさらに進めている。本年度は、自己点検・評価委員会および同小委員会を中心として、教育成果や教育方法に関するデータの整理と分析を進めた。また、L-Port を活用した学生情報の共有や、教学 IR 部門との連携を通じて教育成果の分析を行うことができるよう取組を進めるなど、教育改善に資する情報基盤の整備を図った。また、教育施策と財務支出との対応関係を明確化するため、施策別予算の整理を行い、教育成果との関連を検証できる体制の整備を進めた。

司法試験結果については、在学中受験者の合格率が一定の成果を示した一方、修了生の合格率の低さが課題として認識された。このため、在学生へのカリキュラム上の対応に加え、修了生への学修支援や面談指導の充実を図る必要があると考えられる。

また、司法試験答案の分析や入学後成績との関連分析を通じて教育改善に資するデータの収集・検討を進めており、今後も内部質保証体制の実効性を高める取組を継続することが求められる。

### 領域3 教育内容・教育方法

教育内容および教育方法については、未修者教育の充実や成績評価の透明性向上に向けた取組を進めた。未修者の入学前教育として導入されたオンデマンド教材「初歩の初歩」は一定の活用が見られたものの、学修成果との関係については今後のさらなる検証が必要である。

また、成績評価ガイドラインの改定により評価基準の透明性は一定程度向上したが、少人数科目における評価方法については運用上の課題が残っており、今後の検討が必要である。さらに、ICT を活用した授業の運用については内規が整備されたものの、具体的な運用方法については引き続き調整が求められる。

これらの課題については、学生の学修状況や授業評価アンケートの結果等も踏まえながら、教育方法の改善を継続的に進めていく必要がある。

### 領域4 入学者選抜

入学者選抜については、未修者入試における書類選考の配点を見直し、大学在学時の取組等をより適切に評価できる仕組みを整えた。また、未修者試験において論理的思考力を問う問題を導入するなど、選抜方法の改善を進めている。

令和7年度入試においては、3回の入試実施体制の下でも受験者数を確保することができ、一定の成果が見られた。他方、自大学からの進学者が少ないという課題も認識されており、学内での進学説明や広報の強化が求められる。

さらに、解答用紙の様式見直しなど、試験運営の改善に向けた取組も進めており、今後は入試データと入学後成績との関連分析を進めることで、より適切な入試選抜方法の構築を目指す必要がある。

## 領域5 学修支援および修了後支援

学生への学修支援として、面談制度を通じた個別指導を継続して実施し、教授会およびFD委員会により教員間で学生の状況を共有する体制を整えている。面談に応じる学生にとっては有意義な支援となっている一方、面談に応じない学生への対応が課題として認識されている。

また、修了生支援として、法務研究生制度の活用や修了生法曹との連携を進めており、修了生の学修環境の充実を図っている。法曹桜友会との間で協定書を締結し、支援の枠組みを整備した。さらに、連携協定校に対する教育支援としてオンデマンド講座を提供するなど、法曹養成教育のネットワークの拡充にも取り組んだ。

さらに本年度には、実務家による教育機会の充実の一環として、学習院大学法学部と共催により林道晴最高裁判事による講演会を実施し、学生が実務における法的判断、職業倫理および裁判所事務官等の職域について理解を深める機会を提供した（令和7年12月13日）。この取組は、学修意欲の向上および将来の進路選択に資するものとして有意義であった。

今後は、面談制度の運用方法や修了生支援の在り方について検討を深めるとともに、学生および修了生からのフィードバックを踏まえた支援体制の改善を進めていくことが課題である。

## （2）令和8年度へ向けた対応措置の実施計画

### ① 教務

未修者教育における基礎的学修支援の充実を図るため、オンデマンド教材「初歩の初歩」の利用状況および学修成果との関連を検証し、必要に応じて教材内容および活用方法の改善を検討する。

### ② 入試

入学者の質の確保と志願者層の拡大を図るため、未修者入試方法のさらなる改善をはかり、学内外への広報活動の強化を検討する。

### ③ 学修支援

在学生および修了生に対する面談制度の運用状況を検証し、特に面談に参加しない学生への支援方法について改善策を検討する。法曹桜友会との連携を深化させる。

### ④ 内部質保証

司法試験結果、共通到達度確認試験結果および成績データの分析を継続し、教育改善に資するデータ活用体制の整備を進める。

\* 本年度の具体的な改善取組の内容及び進捗状況については、別添「自己点検・評価実施状況一覧（PDCA 管理表）」参照。

## 2. 学生に関する現況

### (1) 在学生の現況

#### 入学定員・収容定員

入学定員（標準修業年限3年）			収容定員
未修	既修	合計	
6	24	30	90

#### 入学者数

年度	未修	既修	合計	社会人の割合	法学を履修する課程以外の大学の課程卒業者の割合	法曹コース出身者の割合
2025	9	11	20	45%	20%	10%
2024	10	13	23	52%	48%	4.3%
2023	6	19	25	52%	32%	4%
2022	6	15	21	62%	29%	0%
2021	9	7	16	50%	38%	0%

#### 在籍者数（2025年5月1日現在）

（ ）は社会人で内数

	1年	2年	3年	計
未修者	14 (6)	10 (5)	5 (2)	29
既修者	—	14 (8)	13 (7)	27

計	14 (6)	24 (13)	18 (9)	56
---	--------	---------	--------	----

(2) 入学試験  
の現況

年度	未修／既修	定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数		定員充足率
2026	法学未修者	30	68	63	11	未確定	未確定	未確定
	法学既修者		115	98	27	未確定		
	5年一貫型		1	1	1	未確定		
2025	法学未修者	30	66	58	15	9	20	66.7%
	法学既修者		87	69	16	11		
	5年一貫型		0	0	0	0		
2024	法学未修者	30	47	46	14	10	23	76.7%
	法学既修者		82	70	19	13		
	5年一貫型		0	0	0	0		
2023	法学未修者	30	47	38	11	6	25	83.3%
	法学既修者		104	85	34	18		
	5年一貫型		1	1	1	1		
2022	法学未修者	30	36	28	11	6	21	70%
	法学既修者		73	62	27	15		
	5年一貫型		0	0	0	0		

(3) 修了者等の現  
況

修了者数

年度	修了者数
----	------

	既修者	未修者	合計
2024年度	17	3	20
2023年度	8	3	11
2022年度	6	1	7
2021年度	8	7	15
2020年度	14	0	14
2019年度	5	3	8

### 標準修業年限修了率

入学年度	未修者			既修者		
	修了者数	入学者数	標準修業年限修了率	修了者数	入学者数	標準修業年限修了率
2023年度	—	6	—	16	19	84.20%
2022年度	1	6	16.70%	7	15	46.67%
2021年度	3	9	33.33%	5	7	71.43%
2020年度	0	4	0%	7	11	63.64%
2019年度	5	12	41.67%	13	17	76.47%

### 司法試験合格者数・合格率

司法試験実施年	司法試験合格者数	内訳		合格率（合格者／受験者）	合格率	
		未修	既修		未修	既修
2024年	4	0	4 (1)	11.1%	0.0%	15.4%
2023年	8	1	7 (2)	18.6%	11.1%	20.6%
2022年	5	0	5	12.5%	0.0%	17.9%
2021年	5	0	5	13.2%	0.0%	16.1%
2020年	5	1	4	13.5%	9.1%	15.4%

( ) 内は、在学中受験合格者数

## (4) 修了生の進路

学習院大学法科大学院修了生の進路について

(令和7年5月1日現在)

修了 年度	コース	司法試験合格							就職					法務研修生法 務研究生	進学	その他	不明	計
		裁判官	校事	弁護士事務所 採用	弁護士で起 業	弁護士で営 利企業	司法修習中	その他	不明	公務員	企業の法務 部門	その他間接 職種	その他					
R元	既修			1													4	5
	未修			1													2	3
R2	既修						1	6		1			1			4		14
	未修																	0
R3	既修			1				2								4	1	8
	未修							1					1			5		7
R4	既修						1	3					1			1		6
	未修															1		1
R5	既修						1	2						4		1		8
	未修												1			2		3
R6	既修						3						13			1		17
	未修												2			1		3